

空とみどりが人をつないでいくまち 中標津

中標津町コミュニティ・スクール ～地域とともにある学校づくり～

令和3年11月 中標津町教育委員会

「いじめ」について考える～どさんこ子ども根室地区会議～

11月6日（土）に「どさんこ子ども根室地区会議」がZOOMで行われました。中標津町からは、旭ヶ丘学園（中標津東小、広陵中）と中標津高等学校の児童生徒が参加しました。

《どさんこ子ども根室地区会議の目的》

管内の児童生徒を対象にいじめ（ネットトラブルを含む）の防止に向けて協議等を行う場面を設定することにより、児童生徒が他校の取組や児童生徒の考えに触れ、自校で取り組む内容の工夫改善を図るなど、いじめ防止に向け児童生徒が自主的な活動を推進する絆づくりの教育活動の充実に資する。

当日は、小中高混合の4グループに分かれて協議を行いました。以下、グループ協議の概要です。

1 なぜ「いじめは許される」と思う人がいるのか。

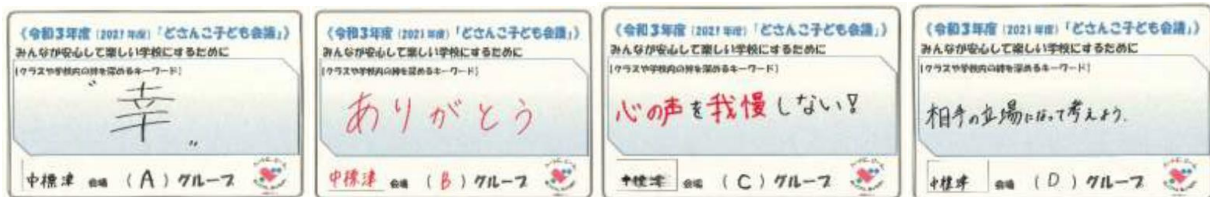
- ・自分が悪いことをしているという自覚がない。
- ・自分がやられるのが怖い。
- ・楽しい、強い、と思っている。
- ・周りを見て「やってもいい」と思ってしまう。
- ・遊び感覚で、重く考えていない。
- ・いじめの定義が広すぎる。

2 「いじめはどんな理由があっても許されない」というみんなの意識を高めるためにできることは何か。

- ・いじめを受けていた人の話を聞く。
- ・静かなところで考えさせる。
- ・放送やポスターでよびかける。
- ・いじめをテーマにした授業を行う。
- ・いじめアンケート結果を基に目標を設定して取り組む。

3 みんなが仲よく過ごすことができる学校生活を送るためにできること。

※みんなが安心して楽しい学校にするための「キーワード」



いじめの定義は以下の通りです。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号）

よりよい人間関係を築き、いじめを許さないという意識を高めるために大切だと思うことを活発に交流しました。今後も、「地域全体で子どもたちを見守る」という意識を持ち、学校・家庭・地域が一体となって取組を進めていきたいと考えております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

命を大切にする教育等の充実～学校・家庭・地域の連携～

学校においては、これまでも命を大切にする教育や情報社会におけるモラル教育などについてさまざまな取組を行ってきています。しかし、多くの子どもたちが命の大切さを実感し、他人を思いやって生きている一方で、こうしたことを十分に理解できず、他人を身体的、精神的に傷つけてしまう子どもがいることも事実です。

先般、北海道の根室管内において傷害事件、愛知県においても中学生による刃物での刺殺事件が発生しました。このような事件の重大性を踏まえ、改めて学校、家庭、地域社会のすべての大人たちが、次の世代の子どもたちに対して「命を大切にする教育」をさらに充実し、実効あるものとして進めていく必要があります。

《学校での具体的取組》

1 子どもの状況と子ども理解

感染症への対応など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、日ごろから、子どもたちをきめ細かく見守り、小さなサインを敏感に受け止めるとともに、担任や養護教諭を中心とした教育相談やスクールカウンセラー等と連携した教育相談を実施するなど、相談体制の充実に努めます。

2 命を大切にする教育の充実

学校の教育活動全体を通じて、子どもたちに自分の命、他の人の命それぞれの尊さを理解させるとともに、人を傷つけたり危害を加えたりすることは、絶対に許されないことを指導します。

3 学校で安心して学習できる環境づくり

複数の視点で子どもたちを見守り、全教職員で情報共有をしながら子どもたちの変化に対応できる体制を確立します。日常の授業においては、生徒指導の三機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育成する」の3点に留意し、一人一人の子どもたちの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めていく教育活動を展開していきます。

4 情報社会の中でのモラルやマナーについての指導

子どもたちが、SNSなどにより、不確かな情報に惑わされたり、偏見・差別等につながる情報を拡散したりすることがないように、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行っていきます。

この他にも、子どもの社会性や豊かな人間性を育むための自然体験活動や奉仕活動、コミュニケーション能力の向上と他人を思いやる心を育むための縦割班（異学年交流）活動など、学校では子どもたちの実態に応じて、さまざまな取組を行っています。しかし、学校だけの対応では限界があります。学校、家庭、地域社会が連携し、子どもたちが健やかに育つことができる環境の1つとして、中標津町では「コミュニティ・スクール」を導入しています。「地域とともにある学校づくり」を推進するにあたり、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【問い合わせ先】 中標津町教育委員会学校教育課・指導室

住所：中標津町丸山2丁目2番地

電話：0153-73-3111 / FAX：0153-72-7757